

板橋区眼科検診事業実施要綱

(平成8年12月1日 区長決定)

(平成9年7月31日 一部改正)

(平成18年8月10日 一部改正)

(平成20年3月25日 一部改正)

(平成25年3月27日 一部改正)

(平成26年8月14日 一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、区民の生活習慣病予防対策の一環として、白内障など高齢化に伴い患いやすい眼科疾病の早期発見及び早期治療の促進を図るため眼科検診事業（以下「検診」という。）の実施について必要な事項を定め、区民の良好な視力維持、眼の健康保持に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 検診の対象者は、次のいずれかに該当する者で、検診を希望するものとする。

- (1) 区の住民基本台帳に記載されている年度末現在満50歳及び満55歳の者
 - (2) 年度末現在満50歳及び満55歳の者で、区長が特に認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の要件のいずれかに該当する者は、対象としないことができる。
- (1) 医師により現に何らかの眼科疾病の治療を行おうとしている者又は治療を継続している者
 - (2) 職域等で、事業主又は保険者が実施する保健サービスであって、この要綱に定める検診に相当するものを受けた者又は受ける機会のある者

(受診回数)

第3条 受診できる回数は、同一人につき一年度1回限りとする。

(検診の内容)

第4条 検診は、次の各号に掲げる内容により実施する。

- (1) 問診、精密眼圧検査、精密眼底検査、細隙燈顕微鏡検査、矯正視力検査及び屈折検査
- (2) 眼科疾病に関する受診者への情報提供
- (3) 受診結果の説明及び適切な指導

(自己負担金)

第5条 検診を受ける者の自己負担金は、700円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、自己負担金を徴収しない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者（以下「生活保護受給者」という。）
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号（同法改正に伴う経過措置により行われ

ている支援給付含む。)) による中国残留邦人等に対する支援給付の受給者 (以下「支援給付受給者」という。)

(受診券の交付)

第6条 受診を希望する者は、あらかじめ眼科検診受診券 (以下「受診券」という。) の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、無料での受診を希望する生活保護受給者及び支援給付受給者は、あらかじめ無料表示のある受診券 (以下「無料受診券」という。) の交付を受けなければならない。

(受診方法)

第7条 受診者は、受診する際に受診券を提出し、自己負担金を支払った後、受診するものとする。

2 無料受診券の交付を受けた者は、受診する際に無料受診券を提出し、受診するものとする。

(事業委託契約)

第8条 区は、医師会と委託契約を締結することができる。

(記録の保存)

第9条 区及び受託者は、結果票等の関係書類を5年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検診に関する必要な事項については、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年10月1日から施行する。